令和3年度第1回原子力安全対策合同会議(会議概要)

- 1 日 時 令和3年11月8日(月)13:30~17:00
- 2 場 所 米子コンベンションセンター 2階 国際会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 説明者 別添名簿のとおり
- 5 議題 〇島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制(内閣府)
 - 〇国のエネルギー政策(資源エネルギー庁)
 - 〇島根原子力発電所2号炉の審査結果(原子力規制庁)
 - 〇島根原子力発電所の安全対策、必要性(中国電力) (その他)鳥取県の原子力防災に関する取組(鳥取県)

6 会議録

(1) 挨拶

(水中局長)

それでは定刻となりましたので、令和3年度第1回鳥取県原子力安全対策合同会議を開催させていただきます。 この会議は、米子市の原子力発電所環境安全対策協議会と、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会と県との合 同会議でございます。まず最初に平井知事からご発言お願いいたします。

(平井知事)

皆様こんにちは。本日は大変お忙しいところ、このようにお集まりをいただきまして、まことにありがとうございました。また、これまで原子力安全対策をはじめ、地域の安全管理、予防防災につきまして、皆様の大変なご尽力、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしましてまず御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

本日は伊木市長をはじめ米子市の代表の皆様方、さらに伊達市長はじめ境港市の代表の皆様方、一同に会していただきまして、これから、原子力規制庁、内閣府、経済産業省の資源エネルギー庁、そうしたところのお話を伺う、ヒアリングの機会とさせていただいており、また、中国電力からも聞くことにさせていただいております。本日は、田口様、或いは前田様、永井様はじめ、国の皆様方には、ネットや或いは現地でご説明をいただくこととなります。ありがとうございました。また中国電力におきましても、北野本部長にこちらの方でお話をしていただくことになります。今日の会議でございますが、さらに、島根県の防災部の皆さんにもご出席をオブザーバーでいただくなど、一同に会する扱いとなっております。

実は今日の午前中は、占部原子力安全顧問をはじめ 11 名の原子力安全顧問の先生方に、こうした状況の聞き取りを先行して行っていただいたところでございます。それに引き続きまして、関係機関から、住民のそれぞれの代表の皆様方のお話を聞いてもらったり、また質問を受けてもらったり、理解を深め、また我々の主張を聞いてもらう機会になろうかと思います。

本日、国の機関、中国電力とやりとりを皆様の方でしていただいた上で、後日改めて、我々としての考え方をまとめる、この合同会議を開催することとなります。今日はそういう意味で、状況の把握、これが中心課題ということになろうかと思います。

なお、現在鳥取県で、米子市、境港市にもオブザーバーで加わっていただきながら、中国電力と原子力安全協定 についての話し合いを進めております。後程、中電から何らかコメントがあるかもしれませんが、今まで一切改定 をしないという趣旨で長い間来ておりましたけれども、このたび、それにつきまして、一定の修正を行うことを明 言され、さらにまだ残った事項につきまして協議を続けている状況であることをご報告申し上げたいと思います。

今、中国電力から我々の方には、米子市、境港市両市を含め、この島根原子力発電所2号機の再稼働につきまして協議がきているところであります。私たち地域としては、慎重にこの状況を聞き取りし、また判断をしていくことになるうかと思いますし、また、周辺地域の意見も聞いてもらうシステムを中国電力や国に求めていくことになろうかと思います。

いずれにいたしましても、今日は非常に重要な機会でございますので、関係の米子、境港両市の道様にはここに 出席し、或いはWebで対応してもらう国の機関や中国電力に対しまして、忌憚のないご意見、ご質問を賜ります ようお願いを申し上げたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

続きまして、伊木米子市長からお願いいたします。

(伊木米子市長)

皆様こんにちは。米子市長の伊木でございます。本日は皆様にお集まりをくださいまして本当にありがとうございます。鳥取県をはじめ、皆様方にこのような機会を作っていただきましたことに深く感謝を申し上げます。

先ほど平井知事がお話しされましたように、これまで我々といたしましても、この島根原発2号機の再稼働に当たりましては、様々な議論を積み重ねて参りました。今この2号機がいよいよ再稼働に入ろうかという手続きも進みつつある今、こうした機会を持てることは大変貴重だと思っています。今日は内閣府の皆様をはじめ、国の皆様からも、これまでの経緯ですとか、現在の状況などについてお話がいただけると思っております。

我々住民サイドから考えますと、やはり、原子力発電所の安全というものが大変重要なテーマだと思っております。特にそのあたりについては、しっかりお話を伺える機会と思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(水中局長)

続きまして、伊達境港市長からお願いいたします。

(伊達境港市長)

皆さんこんにちは。安全対策協議会の委員の皆さん、本当にお忙しい中お集まりいただき、大変ありがとうございます。それと、合同会議を開催していただいた鳥取県をはじめ、関係の皆さまに心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

島根原子力発電所 2 号機につきましては、中国電力主催の住民説明会や、県と両市主催の住民説明会などが行われました。境港市は、もっともっと原子力発電について考える機会を多くしようということで、来週 11 月の 15 日から 26 日まで、市内 7 地区で住民説明会を開催することとしております。

委員の皆様は本日、国や中国電力から、新規制基準の審査内容、エネルギー政策、緊急時対応についてこれから 十分説明を受けて考える機会となるわけですけれど、私も含めて、しっかりと島根原子力発電所2号機について考 える機会にしたいと思っております。皆様、最後までよろしくお願いいたします。

(水中局長)

本日は、正面のスクリーンにございますように、原子力安全顧問にもご参加いただいておりまして、この場での市民の皆様のご意見を、顧問の皆様にもお聞きいただけたらと考えております。

議事の進行につきましては、お手元の次第の通り進めて参ります。議事につきましては、本日は都合によりまして、まず内閣府、資源エネルギー庁、原子力規制庁、中国電力の順に進め進めさせていただきますので、ご了承ください。本日の会議は3時間20分程度を予定しておりまして、16時50分の終了を予定しております。長時間となりますが、限られた時間ですので議事の円滑な進行につきまして、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、出席者につきましては、配布資料、出席者名簿の通りですので、個別のご紹介は省略させていただきます。 先ほど知事からもありましたように、島根県からも本県の議論の状況を把握していただくということで、防災部の 方にご出席いただいております。

休憩時間につきましては、議題の二つ目と三つ目の間に10分ほど設けさせていただきたいと思います。

それから本日の会議の進め方でございますが、各議題についてそれぞれの機関から説明をいただき、その後質疑応答となります。各議題の説明者を入れ替え制となるため、各議題に対する質疑は、それぞれの説明の後にしていただきますようお願いいたします。質疑応答につきましては、時間の許す範囲内ではございますが、米子境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会の委員からまずご質問いただきたいと思います。さらに時間がありましたら、一般の傍聴者の質問も時間の許す限りでお受けしたいと思います。より多くの方のご意見をお聞きするため、発言に当たりましては、1人1問といたしまして、簡潔なご質問をお願いしたいと思います。

それでは、一つ目の議題であります、島根地域における原子力防災の取り組みと、国の支援体制に入ります。それでは内閣府の方から説明お願いいたします。

(2) 島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制(内閣府)

内閣府説明 永井 地域原子力防災推進官

(水中局長)

ただいまの説明に対する質疑に移りたいと思います。まず米子市の委員から質問があればお願いいたします。

(米子市 新田氏)

避難計画の中で実効性があると総理大臣含めて確認をされたことになっていますけれども、具体的な中身としてどのような議論がされたのか教えていただきたいと思います。というのは、鳥取県の場合、大体西風が吹いてきて、だいたいプルームは一緒になって西の方に行くと言われているのですけども、避難計画では西へ逃げるということになっているということと、それから、今日の新聞で風向きについては検討してない、風向きがどうこうで避難計画を立てているわけではないということが新聞の記事でもありましたので、総理大臣も一緒になって実効性があるとされた中身について教えていただきたいと思います。

(内閣府 藪本専門官)

総理を含めて原子力防災会議を開催しましたけれども、そこでは原子力災害対策指針、これは原子力規制委員会が作った専門的なものでございますけれども、これに沿って具体的かつ合理的であると確認しているものでございます。この指針にはどういうことが書いてあるかと申しますと、PAZ や UPZ のそれぞれにおいて具体的な内容がそれぞれ書かれており、これで具体的かつ合理的になっていると判断しております。

先ほどの風向きによる避難を考えなくていいというご指摘ありましたが、我々はそう考えております。福島の第 1 原子力発電所事故による最大の教訓の一つとして、まず当時はスピーティーを使って予測をしておりました。それに基づいた風向きについてもその信頼性はなかなか得られない、あとは放出する物質の量や放出するタイミングがなかなかわからない、そういうことがございまして、指針において大きく考え方を変更してございます。どのように変更しているかと申しますと、30 キロ圏内においては屋内退避をしてください、プルームが飛んでいる中で外にいては危険でまた避難しても危険ということで、これをするよりは屋内でプルームが過ぎ去るのを待っていただいた方がいいという判断をしています。その上で我々モニタリングをします。万が一住んでいる地域において放射性物質が高いと判断した場合には、一時移転等を行っていただき、風向きによる避難ではなくて、実際に沈着した量を測ることによって、一時移転という判断をする運用にしてございます。以上です。

(米子市 深田氏)

資料 40 ページで安定ョウ素剤のことがありますが、UPZ内では安定ョウ素剤を事前配布しないということでしたけれども、事前に配布しない理由は何なのかということです。

それから、先ほどプルームが過ぎ去るまでは部屋の中で待てということでしたけれども、待っているのであれば最初から必要であれば安定ヨウ素剤を事前に配布しておいた方がよりいいのではないかと思ったのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

(内閣府 藪本専門官)

指針においてPAZ5キロ、UPZ30キロは決まっています。PAZの考え方としては、放射性物質が出る前の 段階で避難をしていただくという運用で、これは国際的に決まっております。UPZについては、放射性物質が出る前の避難ではなく、放射性物質が出ている間に避難行動を起こすと。こちらは避難行動によるリスク等はございますので、まずはそういうリスクを避けるために1回屋内退避をしてくださいというお願いを徹底してございます。安定ヨウ素剤について関連づけて申し上げますと、この指針においてはPAZについてこれは即時避難のため、福島第1原子炉発電所事故以降、事前に安定ヨウ素剤を配る運用に変更してございます。UPZについては原則緊急配布でございますけれども、緊急に配布できないような地域については事前配布に変えさせていただいてございます。なぜ緊急配布にしているかと申しますと、これは福島第1原子力発電所事故の時から国の方針も変わってございませんで、飲むタイミングが非常に重要です。万が一屋内退避をして、避難指示がまだ出ていない間に飲んでしまうと十分な効果が得られません。このため我々は、その場で配って指示をします。指示したタイミングで飲んでくださいということも含めた緊急配布をお願いしているのですけど、こちらについては自治体の皆さんとしっかりと相談し合って、事前配布の方がよろしいと判断があれば、緊急配布でなく事前配布をやっていきたいと思っております。 あと時間についてですけれども、放射性物資についてはどのタイミングでどれだけ出るかというのは、なかなか時間の予測はしづらいこともございますので、時間については一切考えずに、あくまでもプルームが通過して、そのあと沈着した後、その線量を測った上で、適切な一時移転とか避難の指示を出すというそういう運用に改めております。

(鳥取県 中西福祉保健部長)

安定ヨウ素剤の関係で補足の説明をさせていただきます。

安定ョウ素剤でございますけれども、重篤な副作用が起こることは稀ですが、そうは言いましても健康な方が予防的に飲むものでございますので、十分な説明をして納得していただいた上で、準備していただくことが必要かと思っております。

ただ、ご希望される方につきましては、毎年秋頃に米子、境港市で説明をしながら事前配布を行っておりますし、 また米子保健所では毎月の第2、第4火曜日に説明を行いまして事前配布を行っております。実際、その配布の説明会等におきまして、配布をされている住民の皆様もいらっしゃいますので、ご希望のある方はそういった機会を 使っていただければと思います。

(米子市 木村氏)

私は今説明いただきました関係資料の全体的に関連いたしますので、私が今まで説明会等に出席させていただきまして、質問した中でわからないという回答をいただいております。それを調べてみましたら、いわゆる気象庁の地震の種類です。震度 0 から 7 までありますが、島根原発におきましては、委員会の指摘を受けられまして、いわゆる地震の範囲を約 17 メートルぐらい延長して再調査をして活断層層が非常に考えられないということであって、大体 600 ガルが始めの予定でしたが、修正をされて 820 ガルに変えたと資料にあるわけですが、それに基づきまして、防波堤を 15 メートルにしたということです。それでよく調べてみますと、言ってみれば 820 ガルは国交省の資料によりますと、大体震度 6 弱のあたりでないかと私思います。全般的に地震が来て、これは地震だと、このぐらいだったらいわゆる原発に影響があるかなと私たち住民は思いますが、地震に対する恐怖感があるわけでして、程度を想定するわけですね、これは、ネットや自治体からも含めて、情報が入ることでありますが、今まで私が確認した中ではそれわからないと。その辺をよくわかるように説明していただきたいと思います。

(内閣府 藪本専門官)

地震による発電所の影響については、この後の原子力規制庁や中国電力に聞いていただきたいのですけども、一般的な防災の立場考えると、どのような地震であっても、どんな災害があっても、こちらについてはしっかりと対応できるよう、UPZの方については屋内退避をしていただいて必要な方について避難を行っていただく運用を今後もしっかりと説明に努めていたと考えております。

(水中局長)

次に境港市に移らしていただきます。境港市の委員でご質問ある方いらっしゃいますか。

(境港市 永見氏)

資料 27 ページの輸送能力の確保というところで質問したいのですけども、ここに書いてありますのは、例えば鳥取県 510 とか書いてありますけども、これだけのバスが必要ということで、あと各県の応援支援の台数と思うのですが、これは全部確保できている数かということと、例えばこの頃になりますと放射能が市内に流万していることは十分考えられますけども、そういった場合でも支援を得るような約束といいますか協定になっているのでしょうか。

(内閣府 藪本専門官)

資料 27 ページで書いている数字は、鳥取県や島根県が各県のバス協会と結んで、そこで保有している台数を書かせていただいたところで、別の資料で万が一鳥取県、米子市、境港市の住民全員が一斉避難だった台数も仮の値として別の資料で書いてございます。そうなったとしても、この保有している台数の中から対応するとなっておりますけど、ご指摘いただいた通り、この台数が実際の災害時に、例えばバスについても何らかしらのトラブルを起こしているとか、また運転手を確保できるか、いろんなことが想定されます。

実際の発災時に、まず協定で結んでいるバス会社の範囲内で、どれだけ本当にバスを確保できるか、もしできなければ、今度は中国五県や関西広域連合を通じてさらにバスを確保できる。更に不測の事態になった場合には、国 交省から関係団体への協力を要請することになっております。また不測の事態においては、実動組織がしっかりと

住民の一時移転の支援をさせていただきたいと考えております。

(境港市 北村氏)

避難についてお伺いをします。境港市は三方を海に囲まれて、一方だけ米子市と接続しているという地理的状況があります。原子力災害について語られておりますけれども、福島県のように地震が来て、津波が来て、そのあと原子力災害が起きたというような複合的な災害が起きた場合、避難はスムーズにいくものなのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

(内閣府 藪本専門官)

時間の都合上、説明を割愛しましたけれども、別の資料で、万が一地震とか津波と、気象状況を含めた複合災害が起こったケースについてもしっかりと整理してございます。まず複合災害が起こったときに絶対行っていただきたいことは、まず自然災害が起こっている状況の中で、命を守ることが非常に重要でございますので、まず原子力に関する避難よりも、例えば津波から身を守る、要するに指定緊急避難場所に行ってもらうとか、そういったことをまず徹底して欲しいと考えております。津波に関する影響から安全確保できた場合については、今度は我々がしっかりと避難経路と、本当にこの経路が通れるかとか、また通れなかった場合について何か代替の経路があるかとか、避難先についてもしっかりと行けるものなのか、避難先が被害を受けた場合については、別に避難先あるかなど、しっかりと確認した上で行っていきます。不測の事態にも実働がしっかりと支援して対応していきたいと考えております。

(一般傍聴 土光氏)

避難計画に関して、国の原子力防災会議で実効性があると認められて、どのようにそれを確認したかという質問に対して、回答は実効性がある云々という言葉は使わずに、この指針に沿って具体的合理的であると了承したという言われ方をしました。つまり、国の原子力防災会議で確認したことは、指針に沿って具体的合理的であると了承したということで、必ずしもそれが実効性があるという意味ではないという理解でよろしいでしょうか。

(内閣府 藪本専門官)

私の冒頭の回答の仕方が良くなかったのかもわかりませんけれども、総理がヘッドの原子力防災会議においては、原子力災害対策指針に基づいて、具体的かつ合理的になっていることを確認しました。もちろん今ある緊急時対応というのは、米子市、境港市、鳥取県も含めて参加して、今現時点において最善なものとして考えております。内閣府の立場としては、これができたから、一定のラインだからといって、実効性があるとは内閣府として言うことはありません。実効性について、内閣の立場としては常に向上していくものと考えております。ある一定のラインが達したから実効性があると言ってしまうと、これ以上努力をしないと言っているようなことになってしまいます。常に訓練や研修を通じてよりよいものにしていく、実効性を高めていく、そのために国においても要員の能力の向上とか、こうした場を通じた住民理解の理解活動の促進、こうしたことを通じてこの計画が実効性のあるものになるように、引き続き取り組んでいく姿勢で考えてございます。

(水中局長)

では内閣府の島根地域原子力防災の取組と国の支援体制については、これで質疑は以上とさせていただきます。続きまして、国のエネルギー政策について、資源エネルギー庁の方から説明をお願いいたします。

(3) 国のエネルギー政策(資源エネルギー庁)

資源エネルギー庁説明 前田 原子力立地政策室長

(水中局長)

それでは、ただいまの資源エネルギー庁の説明に対しまして、まず、米子市の委員からご質問を伺いたいと思います。

(米子市 新田氏)

プルサーマルについて、現実的にMOXのリサイクルと書いてありますけど、本当にきちんとできるのでしょうか。場所は 24 年に云々となっていますがこれが実現できるのかなということと、あわせて今日も稼働をする方向

での説明が多いのですけど、島根原発2号機に関しましても、いろいろ他にも問題があるという方々もいらっしゃいますので、そういうお話も聞いた上で、私たちは判断しないといけないのではないか思いますが、その辺のところはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

(エネ庁 前田室長)

核燃料サイクルについてご質問いただきました。

資料 39 ページに書いてあります時期にできるのかという、青森県の状況でございますけども、まさにこの時期、竣工に向けて、安全最優先に全力で取り組んでいるところです。事業変更の許可が出たのは一つ大きな山を越えたと私ども考えているところです。その上でご指摘ございました、使用済みのプルサーマルについてはどうかということですけども、使用済み MOX 燃料につきましても、試験施設では再処理の実績はあるところです。こちらについては、まだまだ技術開発の途上ですけれども、一つ一つ課題を乗り越えていきたいと考えています。

それから、地域の様々な声に対して耳を傾けるべきというご指摘賜りました。こちらについては、全くご指摘の通りと私ども考えているところです。国の方針につきましては、今申し上げた通りですけども、私どもはいただく 一つ一つの声を真摯に受けとめさせていただきながら、政策をしっかり進めていきたいと考えているところです。

(米子市 深田氏)

資料 28 ページで、原子力のコストが 11.7 円となっていますが、大体上限はどの程度を想定しているのかということと、関連して統合コストというものはわからないのですけど、それも 14.5 円が出て、そこの比較の中で原子力は 11.7 円という一番最低ラインを表に出して、他のものは多分、平均をとったのではないか思うので、比較するのであれば原子力も 11.7 円から無限大なら無限大なりの平均をとるなりして比較するものではないかと思います。それからその表の中に、設備利用率と稼働年数があり、全部大体 40 年となっていますが、原子力も 40 年でいいのですよね。

(エネ庁 前田室長)

資料 28 ページについてご質問いただきました。原子力につきましては、現在、織り込めるコストについては、すべて織り込んでいるところです。福島での事故を踏まえた事故対策リスク費用、それから安全対策費用につきましても、各社のヒアリング等を通じて算出をしているところです。「~」となっているところにつきましては、将来、安全対策工事を含め、まだまだ変動要因はあり得るところでございまして、感度分析ということで、廃止措置が上がった場合は例えば 0.1 円追加されるとか、事故廃炉賠償費用が仮に 5 円上がった場合については 0.01 円上がる、再処理費用についても同様な分析もしているところでございまして、こうした不確定な部分については感度分析をしつつも、現在確定している経費については織り込んでいるところです。

40年につきましては、ご指摘のとおり制度上は40年運転、1回に限り20年の延長ができる制度になっているところでございますし、設備利用率につきましては、震災前の利用率、或いは直近の利用率も見越して設定をさせていただいているところです。

(米子市 金森氏)

福島原発の事故といいますか、東日本大震災が起こった後、私たちは全力で復興のお手伝いをしてきました。 私も毎年、福島、宮城(仙台)に行って復興の状況を見てきていますけれども、今年の春ぐらいの段階でまだ 2 万数千人の方が避難という状況になっておられます。こちらの境港、米子を考えた場合に、観光資源とかがすごく 豊かなところで原子力災害が起こった時に、10年近く経った後に 2万人が帰れないということはとても考えられないような状況だなと思っております。

福島の課題はいっぱいあります。整地されているけども、お店ぐらいしか建っておらず、一般の住宅はなかなか 建たない。帰ってこられないということで、資源エネルギー庁として、現在の避難者の声の意見聴取とかしておら れますでしょうか。

(エネ庁 前田室長)

まずは福島の事故に伴い、現地に駆けつけてのご支援等を賜っていることを厚く御礼申し上げます。

私どもも福島事故、この悲惨な事故を防げなかったことは大きな反省点でございます。現在でも 2.2 万人の方が 避難の対象になっていますので、支援チームという組織が別動部隊であり、この支援チームが現地の皆様の声を伺いながら、復興政策を進めていくという方針をとっているところです。おっしゃるように、やはり皆様はふるさと に戻りたいというお気持ちの方も当然いらっしゃるわけでございまして、そうしたご意向のある方一人一人の思いを実現できるよう、私ども全力で頑張っていきたいと考えているところです。

それでは、境港市の委員さんでご質問ある方はいらっしゃいますか。

(境港市 三好氏)

こういう会議に過去何回となく出て現地も視察をしました。発電所もいろいろと改善をされてきて、素晴らしいものができ上がっているのではないかなという思いはあるのですが、最終的な問題がどうなるのかというのが気になっております。これが解決できないと多分、再稼働はできないのではないかと私は考えているのですが、それは加工燃料の最終処分です。プルサーマルも含めて、現在北海道で2町村が事前調査に同意をするということで事前調査(文献調査)が開始と出ています。この問題につきましても、どういう形でこれを進めていくのか詳しいことは全然分からないのですが、この間新聞で見たのですが町長選挙が来年あり、招致への反対派がもし当選されたらこの事業は破棄すると明言をされております。そういった中で、この核燃料の最終的な処分が本当にプルサーマルも含めてちゃんとできるのか、何年先になるのかといった見通しが立っているのかということが、私らの目には入ってこない、曖昧な状況になっているのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(エネ庁 前田室長)

まず、使用済み燃料につきましてどのような状況になっているかということですけども、現在、2.4 万トンの貯蔵炉のうち 1.9 万トンとなっているところです。これを再処理する方針でございまして、再処理する施設については事業の許可が出ておりますので、これからまだまだ課題も乗り越えていく必要がありますけれども、竣工期のめども立っています。ここに向けてしっかり取り組むことで、この使用済み燃料の再処理が進むと見込んでいるところです。

そして、その過程で出てきます高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましては、文献調査以降もまだまだ多くのプロセスを踏んでいく必要があるところです。文献調査はこの一番左側のステージですので、まだまだ長期にわたる取り組みが必要でございますけども、できるだけ多くの皆様にご関心を持っていただくべく、私ども対応活動を進めているところですし、この問題につきましては、社会全体で解決していくべき重要な問題と、私ども強く認識をしていますので、国としても責任を持って地域の皆様のご理解を得るよう前面に立って進めていきたいと考えているところです。

(境港市 足田氏)

エネルギー全般のことについてお伺いしたいのですが、先般、夢みなとタワーでの説明でもいくつかお伺いしま したが、日本は非常にエネルギーが少ないと。それで二酸化炭素の問題もあるし、自然エネルギーとは言っても、 なかなかエネルギー全般を賄うまでの、現在の再生可能エネルギーは達成できていない現状にあると。だから、バ ランスよく配合するのだと。ここでキーポイントになるのは原子力発電だと。大体こういう発言だろうと思うので す。どこに行って話を聞いても。事故が起きなかったら誰も何も言わないと思います。福島の事故を見て、地震が あるたびにびびり上がってですね。エネルギー全般を国が進めるとしたときに、一つのことで代わるエネルギーは 多分ないと思います。その時、私たちも原発をやめていいか、いまいち不安があります、不安がありますが、国の 今の説明を聞く限りでは、再生可能エネルギーにもっと投資をして予算をつけて、目標値を決めてここまで、数字 は出ているけど具体的に見えないのです。多分ほとんどの人がどこまでやる気あるのか疑問に思っていると思うの です。いろんな企業の宣伝では、二酸化炭素を地中に埋めるとか、還元するとか、そういう小さいいろんなことが たくさん出ています。ですが、それをもっとなぜ国が統合して、例えば 10 年先までに二酸化炭素をここまで減ら そう。なぜ原発が危ないかってやはり放射能なのですよ。二酸化炭素はまだ何とかなるとみんな思います。放射能 だけはどうするのですか。テレビの漫画の世界じゃない。福島のデブリの調査に新しい機械を何度投入しても、高 レベルの放射能で全部駄目になるでしょ。そういう状況を一方で見ながら、そこの目途さえまだつかないのに、原 子力はやはりベース電源だというのは、余りにも安易じゃないか。もっと国として予算をつけて自然再生エネルギ 一の道も、その開発していくというスタンスがもっとあってもいいのでは思います。

(エネ庁 前田室長)

ご指摘の通り、この福島の事故を防げなかったのは国の大きな反省点でございます。

福島での教訓を踏まえて、世界で最も厳しい水準の規制基準が独立性の高い規制委員会で作られ、そしてその基準に適合するのみならず、不断の安全性向上に取り組んでいく、これが私ども、安全性という意味で非常に大事なことと考えております。その上でご理解の通りでございますけども、資源のない国です。安定供給も決して余裕がある国ではございません。電気料金についても、再生可能エネルギーの普及とともに、上昇しているということで

ございまして、このエネルギーにつきましては、国民の皆様の経済と生活大きく関連するものでございますので、 私どもとしては、多様なエネルギー源を使う、そして原子力については、安定かつ安価で、気候変動問題の対応も 考えれば欠かせないと考えております。

ご指摘の再生可能エネルギーについては、資料では 26 ページです。今回、目標値を大きく引き上げたのはまさに再生可能エネルギーでございまして、1.5 倍の数字に引き上げています。これも相当程度引き上げの水準を高めに見積もっていまして、再生可能エネルギーについても、これは自然の状況、国によって違うところですが、私どもそうした状況も克服すべく、例えば、壁面での太陽光パネルですとか技術開発も含め、様々な取り組みでこれを最大限導入するという方針のもと、一歩一歩進めていくつもりです。

(境港市 北村氏)

国の原発の廃炉が 24 基ということでありますけれども、これを廃炉するときに、放射能で汚染されたものがたくさん出ると思いますけれども、その処分の方法をお聞かせ願いたいです。

(エネ庁 前田室長)

おっしゃる通り廃炉に伴いましてその施設での廃棄物が出てまいります。これにはいろんな分類がございまして、低レベルの放射性廃棄物のものもあれば、そのまま利用も可能な廃棄物等も、場所によっていろいろ出てくるもの、変わってくるところでございます。それぞれその特性を見ながら、再利用するものは再利用し、また高レベルのものについては、その扱いについてしっかり検討を深めていく方針でございます。まだまだこの廃炉のステージにつきましては、20、30年、そういったスパンでの取り組みですので、取り組みの進捗を踏まえつつ、そのあたりをより具体的に取り組みを深めていく方針でございます。

(水中局長)

時間の関係上後、一般の方から、1人だけお受けしたいと思いますがございますでしょうか。

(一般傍聴 河合氏)

資料 14 ページの環境適合についてお伺いいたします。上の方に環境適用にすぐれておりと書いてありまして、この表を見ますと二酸化炭素排出量がゼロとなっていて一見、環境にいいように思われるわけですが、先ほどから議論がありますように、二酸化炭素は少ないかもしれませんが核廃棄物が出てきます。環境適合というのを、二酸化炭素だけを指標として、環境適合に良いというのは、ちょっとフェアな表現ではないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(エネ庁 前田室長)

環境適合につきまして、二酸化炭素排出量をどうなのかというご質問とご理解をいただきました。

このエネルギーにつきましては、それに伴って排出される二酸化炭素、これが世界的な地球温暖化問題として喫緊の課題となっていると認識をしています。従いまして、この二酸化炭素排出量という形で、環境適合を評価させていただいているところですが、ご指摘の過程における放射性物質の問題につきましては、安全最優先に環境への排出がないといいますか、影響があるような排出がない形での仕組みになっていますので、そういう意味におきましても、安全第一に進めていくことで両立が可能かと考えています。

(水中局長)

それでは、この議題につきましては、以上で質疑を終了させていただきます。資源エネルギー庁の皆様どうもありがとうございました。続いて規制庁の説明ですが、ここで交代とそれから10分間の休憩をとりたいと思います。

(4)島根原子力発電所2号炉の審査結果(原子力規制庁)

(水中局長)

再開したいと思います。

次に、原子力規制庁から島根原子力発電所2号機の審査結果についての説明をお願いいたします。それでは原子力規制庁、よろしくお願いいたします。

原子力規制庁説明 田口 安全規制管理官 (Web)

(水中局長)

それではただいまの規制庁の説明に対して質問等いただきたいと思います。 それでは今回は境港市からいきたいと思います。境港市の委員でご質問のある方はございますでしょうか。

(境港市 永見氏)

資料17ページの基準地震動のことで質問します。今回600 ガルを820 ガルに見直したというのがあるのですが、一般の住宅の場合、この倍の1500 ガルが一般に使われているというか、一般住宅は1500 ガルの強度を持っているような宣伝をしておりますし、そのような住宅が今できているわけですが、原発の場合に820 ガルというのは、本体は頑丈だろうとは思いますけども、家屋とか配管接続とかが被害を受けないだろうかと思います。その辺のことはどうなのでしょうか。

(規制庁 田口安全規制管理官)

基準地震動は、発電所の敷地の解放基盤というところで想定しているのですけども、そこでどのぐらいの地震が起きるのかという最大加速度を示しています。これに耐えられるような形で、建物もそうですし、配管、その他のものもそうですが、それぞれのものが耐えられるのかということについて確認をするための地震動になります。 先ほど、一般住宅 1500 ガルとか 5000 ガルとかいう住宅メーカーもございますけれども、あれについては、揺らした結果として 5000 ガルなり 1500 ガルで耐えられましたという数字であって、設計上考える数字とは異なる数字ですので、単純な比較はできないと考えています。一般住宅は建築基準法という基準がございますけれども、建築基準法で求められている静荷重、ガルとは少し違う考え方ではありますけれども、それに対しては、原子力発電所については 3 倍耐えなければならない形で別途、規制要求で定めておりますので、基本的な設計の考え方としては、一般住宅の 3 倍以上の設計、機能要求がされているというのが現実でございます。

(水中局長)

境港市の委員さん、他にございますでしょうか。もしあればまた指名させていただきます。では米子市の委員さん、ございますでしょうか。

(米子市市 金森氏)

資料5ページのところで、従来の基準よりも大幅にいろんな現象を想定して対策を立てられたという表が載っております。その中で、意図的な航空機衝突への対応というのがあるのですけれども、この辺の地域の上は遠方に旅客機とかも飛んでいるのですけれども、大体15,6 時間は飛べるぐらいの燃料を積んでいるので、15万リットルぐらいだと思うのですけれども、これから美保基地に空中給油機、ウイング767を改造した空中給油機が配備される予定になっております。普通の旅客機は両翼に燃料を積むのですけども、空中給油機はおなか部分にほぼ倍ぐらいの燃料を積んだものが、この近辺を飛び交うことになります(満タンにするかどうかは別として)。例えば、先ほど言った15万リットルと、普通の航空、それから30万近くの空中給油機が衝突した場合、2号機はどの程度耐えうるかということをお聞きしたいと思います。

(規制庁 田口安全規制管理官)

航空機の衝突は2種類の確認を行っております。一つは意図しないもの、いわゆる意図しないのですが事故で落ちてしまうもの。それからもう一つがテロのように意図的にぶつかってくるものです。意図しないものについては、従来から基準がございまして、こちらは実際に日本で航空機が落下した件数をカウントしておりまして、落下確率というものを出しております。その落下確率が一定の値よりも小さければ、それに対する直接の対策は求めない、こういう考え方でございまして、従って意図しないものがたまたま落下して、直撃するということについては島根原発では対策はとっていないということでございます。

それとは別に、911 がございましたので、意図的に大きなジャンボジェット機のような飛行機が原子炉建屋にぶっかってくることを想定した対策を求めています。こちらについては、まずは、今回の審査で確認をしたのは、可搬型の設備、様々な消火設備も含めてですけども、これを分散配置して、そうしたことが起きても何とか効果的に対応できるような体制がとられているかを今回確認しています。それに加えて、猶予期間が5年あるのですけども、工事計画認可が認可されてから5年以内に、別途、特定重大事故等対処設備という、これは常設のガチガチの設備を別途作らなければならないと、こうした要求も課しておりまして、ただ、どういう飛行機がどこに当たったらど

うなるかというのは公開しないことにしています。それをさらけ出すことはある種、強いところと弱いところがオープンになることになり、それはテロを意図するものに対して情報を出すことになってしまいますので、それについてお答えは控えさせていただきたいと思います。

(米子市 深田氏)

資料7ページの新規制基準のところで、以前、世界で最も厳しい水準の新規制基準と聞いたのですけども、世界で最も厳しいというわけではなくて水準ということだったのですけど、具体的にどこの国の基準と比べられたのかと、具体的な国名を教えていただきたいのと、あわせて、最も厳しい基準の国はどこなのか。

それから世界の基準の中に、避難計画の実効性を基準に入れているところがあったら教えてください。その基準では、現在この7ページ目の終わった段階では、ヒューマンエラーというところのチェックについてはもうすでに終えられたのか、その辺のところも考えも教えてください。

(規制庁 田口安全規制管理官)

まず最も厳しい水準のということで水準という言葉をつけております。日本が第一番であるという意味ではまずございません。水準という意味は、基準を作ったときに遡るのですけども、我々基準を作るときに、諸外国の主要な国の基準を全部チェックして、他が求めているけども日本はやってないということがないように、抜けがないように確認をしながら基準をつくりました。その時に確認したのは、アメリカ、フランス、ドイツ、それからその他のヨーロッパの各国、いくつかの国です。フィンランドとかも確認したと思います。それから、世界共通の基準と呼ばれるIAEAの基準、こういったものも確認をして、他の国でやっているのに日本だけがやってないということがないように確認をしました。そうした確認の結果、さっき出てきた意図的な航空機衝突は、アメリカではやっていて日本ではやってなかったのですけども、そうしたものも福島事故とは直接は関係ありませんけども、この際取り込んだという作業をしております。

それから一番厳しいのがどこかということについては、世界的な合意はないと思います。ここが一番厳しいですというのは私は把握しておりませんし、他国の人に聞いてもここが一番厳しいというのは多分、定説はないのではないかと思います。ただ一般には、やはり進んだ原発をたくさん使っていて、かつ規制が進んだ国は、アメリカであったりフランスであったりヨーロッパ各国であったり、その辺になると思います。他の途上国はそこの基準を参考にしている面がございますので、最も進んだというと今申し上げたような国ではないかと思います。

避難計画が基準にあるかということについて、これは審査のやり方や、その法的な枠組みとかがそれぞれ国によって違います。ただ、アメリカは原発の審査そのものではないのでしょうけれども、別途の形でNRCが避難計画を確認するようなことはあると聞いております。原子力防災でもお話があったかもしれませんが、一般にその原子力施設そのものの善し悪しを判断するのが規制基準でございまして、そこには避難計画は入ってこないのが普通の対応だと思っております。

それから、ヒューマンエラーへの対応ということで、これは福島事故の前から、ヒューマンエラーがあっても原発が危ない方向に行かないようにというのは、もともと設計で様々な対策がとられておりまして、普通ヒューマンエラーがあると安全装置が働いて停まる方に行く、失敗しても必ず安全側に行くような様々な設計上の対応がとられています。

(米子市 木村氏)

資料の7ページです。事業者からの申請ということで三つの項目ありまして、9月15日では設置変更許可が出て審査を終了したということでございます。関連する工事が、現在も実施中の工事もございますし、二つ目以降のいわゆる設計、工事計画の認可、もう一つは最終的には保安規定変更許可ということですが、これらのスケジュールはどのようなことになるのか、また、それぞれ審査が終わった時点で、このような説明会を持っていただけるのかどうかお伺いいたします。

(規制庁 田口安全規制管理官)

設置工認については、分割して3回に分けて分割した申請の1回目が出てきたところでございます。審査はこれからやっていくような状況でございます。スケジュールは、まだ全部の申請が出てきていませんので言いづらいのですけれども、よく聞かれる質問ではあるので、私がお答えしているのは、オーダーとしては1年とかそれぐらいのオーダーだと考えていただければと思います。

それから保安規定は、申請審査量としては設置工認に比べると少ないので、通常は設置工認の審査期間の範囲内 或いはそのちょっと後ぐらいには認可ができますので、今後のスケジュールを決めるのは設置工認の期間であると 思っていただければと思います。オーダーとしては1年、ざっくりとした指標としてはそれぐらいでお考えいただ ければと思います。それらの認可をした時にまた説明を設けるかというのは、これはご地元の判断がまずあろうか と思いますけども、我々は要請があれば必要な説明を行っていきたいと思っております。

(米子市 新田氏)

活断層の件ですけども、宍道断層と鳥取県側の鳥取県沖の活断層との連動性について、最初と数字が変わってきたと思うのですが、距離を含めてこれは本当に大丈夫でしょうかということと、これは問題があるという学者もいらっしゃるので、そういう意味では他の方の意見等々もあわせて聞かせていただくと、私たちとしては本当に大丈夫と判断できやすいと思うのですが、そこらについてはいかがでしょうか。

(規制庁 内藤安全規制管理官)

鳥取西部の断層との連動ということですけれども、当初申請の長さ短かったものですから、鳥取県との距離は随 分空いていたのですけれども、宍道断層の端部を明確に宍道断層がないというところをどこにするかということを 議論していく中で、距離が縮まってきております。

ただ、鳥取県と連動するのかどうなのかということについても審査会合で議論はさせていただいていますけれども、鳥取県西部の宍道断層側の端部の形状を見ていくと、断層として端部に出てくる形状があるのですけども、それが明確に見えているということと、あと宍道断層については、今のところは明確にないところで線を引っ張っていますけれども、それよりも内側のところにどこか端部があるのだろうということでは考えておりますけれども、いずれも端部に向かって地表で確認されているものも活動性が弱まっている状況は確認できていますので、これらについては、この二つの断層は同時に地震を起こすものではない形で我々は判断をしております。

(水中局長)

それでは一般参加者の方から1人受けたいと思います。

(一般傍聴 土光氏)

今回、この規制基準に適合したという結果が出て、適合したことについて、安全性に関して私たちはどのように考えればいいか、非常に人によって解釈が違うしなかなかそこの判断か難しい。例えば、規制庁自身、これは委員長ですけど、世界で最も厳しい水準と説明するのは違和感があると言われているし、厳しい基準に合格しているのだから、この炉は安全ですという脈絡で語り出すと、これは新たなある種の新安全神話だと規制庁自身が言われています。一言で言うとゼロリスクではない。じゃあそのリスクをどのように私たちは考えて受けとめればいいかということですけど、例えば鳥取県の担当者が議会の答弁ですけど、新規制基準についてこう言っています。新規制基準に適合した原発は、基本的には福島原発事故と同じようなことは起こらない。規制庁の説明では避難の必要がなくなるのが新規制基準と聞いております。こういう考え方を示しています。一方で資源エネルギー庁は、合格したことは、安全性確保が確認されたという認識を示しています。こういう認識に関して、規制庁自身はどのように思われますでしょうか。

(規制庁 田口安全規制管理官)

よくいただくご質問でございまして、確かにわかりにくいポイントだと思います。

今日のご説明を聞いていただくとわかるように、基準は相当引き上げて、かつ、福島で起きたようなことはすべて教訓として盛り込んで基準に反映しておりますので、安全性は相当高まっております。ただ、言葉の使い方の面でもあるのですけど、安全ですと言ってしまうと、もう事故は起きないのですかととられる可能性もあって、そういう表現は我々非常に慎んでおります。そう言ってしまうと、安全神話がまた発生して、継続的な改善が止まってしまうと思っております。なので、我々の思考の枠組みとしては、リスクは決してゼロにはならない、その残ったリスクがゼロにならない前提で、それを可能な限り減らすために継続的な改善を続けていくという、考え方の枠組みとしてはそのように思っております。

福島と同じような教訓は徹底的に潰しましたので、我々はもちろん福島と同じようなことは起こさないつもりで 基準は作りました。そういった備えがとられているとは思いますが、だからといってリスクはゼロにはならないの でありまして、大丈夫ですと申し上げない、これはある種ポリシーのようなものですけれども、これが我々の立場 でございます。

どれぐらい安全なのかということを、一言でなかなか表現するのは難しいですけども、最初の川内原発を一番最に初許可した時に委員長が申し上げたのは、運転にあたって求めているレベルの安全性が確保されて基本的なところで確保されていることを確認したという言い方をしました。なかなか数字的な明快な説明にはなっておりませんけれども、以上がお答えでございます。

それでは質疑の方についてはこれで終了とさせていただきます。規制庁の皆様どうもありがとうございました。 それでは次に、中国電力から島根原子力発電所の安全対策、必要性についての説明をお願いしたいと思います。それでは、中国電力から島根原子力発電所の安全対策、必要性についての説明をお伺いします。それではよろしくお願いいたします。

(5) 島根原子力発電所の安全対策、必要性(中国電力)

中国電力説明 長谷川 島根原子力本部副本部長

(水中局長)

それでは、まず最初に境港市の委員から質疑をお願いしたいと思います。

(境港市 黒目氏)

いろいろ対策をされているとは思うのですけども、例えばもし万が一があったとき、風評被害についてはどのようにお考えでしょうか。福島のときも漁港ですとか、本当にいろんな面で風評被害があったと思うのですけれども、米子には大山もありますし、境港には漁港ももちろんありますし、水木しげるロードもありますし、出雲は出雲大社もあります。周辺地域にいろいろと産業観光とがあると思います。その辺の風評被害について、もし万が一のときはどのようにお考えでしょうか。

(中国電力 北野本部長)

万が一の風評被害についてお答えします。まず、鳥取県、米子市、境港市と提携している安全協定につきましては、風評被害についてはきちんと補償する旨が記載されております。また、福島事故のような被害を想定してございませんが、当然、原子力事故について我々は絶対に起こらないという思いではなくて、起こりうる前提のもとに立っておりますので、仮にそれで損害が出ましたらきちんと被害を含めて補償する計画でございます。

(水中局長)

境港市の委員の方、ございますか。また後に回させていただきます。米子市の委員の方、質問はございますでしょうか。

(米子市 金森氏)

もし万が一何かあったときは、境港、米子の協力が必要ということで、先ほど避難計画の中で国道 431 の信号を全部青にして逃げるということで、米子市民、境港市民はすごく避難に苦労というか協力をしないといけない。ところが実際、2 号機を再稼働するかどうかについて、きちんと我々の気持ちを表す場がないというのが現状ではないでしょうか。私も3回こうした会に参加しましたけれども、だんだん島根原発2号機の様々な工夫というか、改良を理解しよくわかってきました。内部での事故起こらないだろうという感じにもなってきましたので、やはり米子市民とか境港市民がそういう気持ちになって賛成して、再稼働されるというのが筋道ではないでしょうか。

(中国電力 北野本部長)

私ども、これまでも安全対策や取組みについてご説明して参りましたし、特に先ほどの説明の最後にありました 過去の不適切事案に伴う信頼性の失墜、そういったところの取組みを説明して参っております。

9月15日以降、いろんな形で住民説明会もやらせていただいておりますが、これですべて終わったとは思っておりません。地区単位の説明会とか、見学会の案内とか、いろんな場でしっかりと、或いは広報や報告など、いろんな形で我々の考え方、安全に対する取組みにつきまして説明して参りたいと考えておりますので、その努力をもって、しっかりとご理解をいただいて参りたいと考えております。

(米子市 深田氏)

安全協定で事前了解については今考えていると言われましたけれども、福島の事故前であれば、事故は 100% ないと言われすべて中電の原発の敷地内で完結していたから、周りの人は避難計画を作る必要はなかったのでしょう

けれども、ああいう事故があって、避難計画は自治体の義務になっているわけですよね。島根原発があるために避難計画を自治体は作らなければならないと。立地自治体ではないから、立地自治体にはどれだけお金がおりているか分かりませんけれども、我々のような周辺にはお金がどれだけおりているか、避難計画とかそういうものについて国からのお金はあっても 100%ではないと聞いています。本来、やはりそこは中電がきちっとお金を 100%で出すべきじゃないか。我々にとっては、そこにあるからそういうものを作らなければならないわけであって、いわゆる迷惑施設なわけですから、でもどこかになければいけないというのであれば、それはきちんと避難計画についても補償をされるべきではないかと思います。その辺についてのお考えを聞かせてください。

(中国電力 北野本部長)

まず安全は 100%ではないというところ、これは機械を扱う関係上、どうしても確率的に 100%の安全といいますと安全神話になりますので、確率はものすごく小さくても存在してしまうところはやむを得ないところでございます。そういった形でいろいろ協定につきましても、ご意見をいただきました。

私ども、鳥取県、米子市、境港市と提携する安全協定の目的は、住民の安全と環境の保全を守るという、これはもう全く同意するものでございます。そして事故が起これば、当然、立地周辺も含めて災害が起こることも十分に理解しているところでございます。ただ、そうした大きな災害になった時には、安全協定だけでは安全担保できないと考えております。やはりそれは原子力防災と協定の両方で総合的に考えて、いろいろ皆様の安全を確保するための取組みをしていくべきだと考えております。

いわゆる金銭的な話につきましても、前回、私ども、52 台のストレッチャーつきの車の提供の協力を申し上げた ところでございますが、金銭面についても、今後皆様と協議をしながら、現在の寄付金とはまた違った、きちんと した対策を考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(米子市 新田氏)

最近テレビCMで中国電力はいろいろな形で、島根原発2号機再稼働に向けてのCMがいっぱいあるのですけども、その中で真摯に市民の皆様と県民の皆様と向き合うとされています。そういう意味で、各地区で説明会ということで、境港では各公民館単位ということもありましたけども、例えば他の団体が、極端なことを言えば島根原発は駄目だと思っている人たちの団体が、説明を聞きたいと言ったときには、説明に本当に真摯に向き合うというか、そういう人たちと向き合わないといけないと思うのですが、そういうときにはきちんと説明に行きますという形になるのでしょうか。それとも団体が選ばれるのでしょうか。その辺をお聞かせください。

(中国電力 北野本部長)

私ども、これまでいろんな場面で説明を求められております。その時は、そうした趣旨も含めてきちんと社内で検討して、それぞれ個別に回答させていただきます。これという基準があるわけではございません。きちんと真摯に向かって参りたいと思いますが、趣旨に賛同できない場合もあるかと思います。その時は丁重にお断りすることがないとは言いませんが、いずれしても私ども、きちんと真摯に対応して参りたいと考えております。

(水中局長)

境港市の委員の方にもう一度。

(境港市 足田氏)

安全協定の関係で少しお聞きしたいと思います。先ほど境港市の委員から、風評被害についてのお話がありました。確かにこの地域は、自然環境をもとにした産業がかなりの部分で生業としてなっています。皆さんご存知のように、農業、漁業、それから畜産業。もし事故があった場合の、そういうものに対する風評被害は、先ほど最悪の場合は補償というお話がありました。それは当然お金のことが出てきましょうが、お金がどうこうということを、今この場で言われるのはいかがなものかと正直思いました。

一方で安全協定という話が、鳥取県、米子市. 境港市との間での話として新聞報道もありました。だけど、安全がそれで担保できるものではないという話もあります。じゃあ一体何のための安全協定なのですか。はっきり言えば、周辺自治体も立地自治体並みの権限を与えても、付与というか同等の権利を持って。一つの自治体でも駄目という意見があれば止めるとか、時間をかけて再協議をするとか、そういう条項を、それぐらいの態度で臨んでもらうとか、それで時間をかけて協議をするとか、本当にリスクはあるけど必要だというのであれば、時間をかけてもっと理解を得る、そういう段取りをしなければよくないのではないかと正直思います。

(中国電力 北野本部長)

今回の規制基準におきまして私ども、規制要求以外にも、例えば先ほどの風評の中で汚染水問題については、対策の要請をいただき、鳥取県からもからもいただきました。それについては、私ども自己責任でもって事故対応として対策もとっております。まずはそうした事故を起こさない、起きても影響が極力環境に及ぼさないような対応をとって参りますし、先ほどありました風評被害があれば、きちんと対応したいと思います。先ほども申し上げましたが、安全協定だけが災害に対応できるシステムではございませんので、原子力防災の取り組みとあわせて、しっかりとこれからも協議させていただきたいと考えております。

(水中局長)

それでは一般の方からの質問を受け付けしたいと思います。

(一般傍聴 石橋氏)

市会議員ですけど、以前に市議会にサイトバンカ建物の巡視をしなかった件について報告にこられたときに伺ったことですが、サイトバンカ建物の巡視の不実施の時に、もう一つ、これは中電本社の方の業務ですけれども、固体放射性廃棄物の管理棟の巡視を怠ったということを中電が言われ、その問題についての報告をしてくださいと申し上げました。それが昨年の6月、サイトバンカと同じ時期ですがいまだ報告がないです。私が聞かなければ説明もないし、報告をすると言われても報告もいまだない。そういう中電の姿勢が本当に不信を買うということだと思います。安全に対して、真剣に取り組まれているのかどうかということを本当に疑いたくなるのですけれど、今その問題はどうなっているのか、調査がちゃんとされたのか、いつどこで説明されるのかお答えください。

(中国電力 北野本部長)

サイトバンカ巡視と固体廃棄物貯蔵建物の巡視について、固体廃棄物貯蔵庫につきましては、巡視をしていないのではなくて、テレビカメラによる巡視をしていたもので、手順書の中で定めており、この行為自体は認められるものですけれども、テレビカメラだけでは必ずしも見切れないというご指摘を原子力規制庁の保安検査官からいただきまして、それについては手順書を直して是正をしたところでございまして、いわゆる、巡視をせずに記録を作ったサイトバンカの巡視未実施とは次元が違うものでございます。

ただ私ども、そうした案件も含めまして是正しますし、サイトバンカについては、きちんと社内で報告書を作って各自治体にご説明したところです。このように、ものによってレベル感は違いますけれども、こういった案件含めて積極的に公開しながら、必要なものは説明させていただきますし、重要案件については報告書を作って報告させていただきます。

(一般傍聴 手塚氏)

資料の 32 ページ。原発を停止して、燃料価格による影響を受けやすくなったという話がありました。このことについて、今日のご説明の中で所々出てきて、ゼロリスクとは言えない。現状で、ベストな状態を尽くしていらっしゃるという話は大変丁寧にお聞きしたのですが、例えば地震が起きた場合にリスクというものが常にあるいう中で、原発が突然止まった場合には、また同じような燃料価格の影響を受けたり、或いは安定電源として供給が滞ったり電源が供給されないことが起こるのではないかと。リスクがゼロでない電源、安定した電源、経済性がある電源と言い切れるのかどうかについて、或いは安定的な雇用を維持できる電源なのかどうかなのか、うまく理解できなかったので、ご質問させていただきます。

(中国電力 北野本部長)

資料 32 ページの燃料費の話につきましては、月単位、年単位の話として、こうした事案が発生しやすくなっているということで、これは石油、火力、石炭、天然ガスに相当依存しているからこういうことになるということで、こうしたものに依存しない原子力が加わってくれば、影響は軽減するということでございます。

なお先ほど言われたとおり、地震或いはトラブルで、これは火力も水力もそうですが停止することは当然ございます。停止期間をできるだけ短くして、他の電源がバックアップすることによって、こうした燃料費の影響を極力小さくするよう補完し合っております。原子力が停止した場合は、出力を抑制して火力を動かしてそちらの方でカバーする、原子力が立ち上がればまた出力を落とすという形で、或いは揚水発電所の出力を上げるとそういった形でやりますし、もし中国管内で賄えない場合には、関西或いは九州からの融通送電という手段も持っておりますので、そういった形でできるだけ、リスクはもちろんありますけれども停止期間を短くすることによって、この燃料費の価格上昇について、わずかで済むようにする、これが我々の管理システムでございます。できるだけ低廉な電気を提供するということを目指して頑張っておりますので、引き続きご理解をよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして中国電力からの説明と質疑応答についてはこれで終了させていただきます。 中国電力の皆様どうもありがとうございました。

それでは続いて鳥取県から、原子力防災の取り組みということで、簡単に説明させていただきます。これにつきましては、住民説明会におきまして、避難先地域への周知の活動をどうやっているかとかいう質問も多数ありましたので、鳥取県からこの辺の説明と、避難の実効性の説明を簡単にさせていただきます。

(6) その他(鳥取県の原子力防災に関する取組)(鳥取県)

鳥取県説明 木本原子力安全対策課長

質疑なし

(7) 閉会挨拶

(水中局長)

以上で本日の議題等はすべて終了いたしました。

それでは会議の最後に、両市の原子力発電所環境安全対策協議会を代表しまして、それぞれ米子市長、境港市長からご発言をいただき、最後に平井知事から発言いただいて終了したいと思います。

まず最初に、伊木米子市長から発言をお願いいたします。

(伊木米子市長)

皆様、今日は長時間にわたりまして本当にありがとうございました。ご説明いただきました内閣府をはじめとされる国の皆様、そして中国電力の皆様にこの場をお借りしまして感謝申し上げます。

今日の議論の中でもいろいろと流れの説明があったと思います。これまでの経過や現状について、一層の理解が深まったのではないかと思っております。

米子市におきましては、先般の住民説明会、そして今日の安全対策協議会での議論、今後は市議会の方でも説明をしていただく予定になっております。こうしたプロセスを経ながら、我々としていたしましても、原子力安全についての理解を深めていきたいと思っております。引き続き皆様方にはお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(水中局長)

続きまして、伊達境港市長からご発言お願いいたします。

(伊達境港市長)

皆さま、お疲れ様でした。今日、委員の皆様からいろんな質疑が出ました。本当にまだまだ、避難計画であったり、使用済核燃料の最終処分であったり、風評被害であったりとかいろいろ不安な点がまだまだ皆さんにあって、もっともっと国の説明や中国電力の説明を聞いたり、市民の間で議論したりして、自分ごととしてもっともっと考える必要があるのかなと感じたところであります。引き続き境港住民説明会をやっていきますので、皆さんまたよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

(水中局長)

それでは、最後に平井知事から総括と併せてご発言をお願いいたします。

(平井知事)

皆様、長時間に渡り本当にありがとうございました。本日は両市の環境安全対策協議会の皆様、このようにお集まりをいただき、最後まで長時間お聞き取りいただきましたこと、感謝申し上げたいと思います。

また合わせまして、原子力安全顧問、これ県の関係でございますが、ネットを通じまして、この状況をずっとご 覧いただきました。朝からの長い会議となりましたけれども、感謝を申し上げたいと思います。

今、伊木市長、そして伊達市長からもお話がありました通り、今日は貴重な聞き取りをする機会となったと思い

ます。ぜひこういうことをベースにいたしまして、今後、両市の地域としての考え方、これをいずれはまとめていくことになってくると思います。

それをお伺いした上で、それに基づいた県としての判断、これを県議会と協議をして進めていきたいと考えております。安全を第一義に、そして慎重にしっかりと検証していくと。そういうことを踏まえながら、私たちは、最終的な判断に至るのだと考えておりますし、中国電力に我々との安全協定の見直し、これも両市のご意見でございますので、これも引き続き継続して協議を進めて参りたいと思います。

本日は大変ご多用の中、このようなお時間を頂戴いただきまして、熱心な討論参加をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

(平井知事)

それでは以上をもちまして、令和3年度第1回鳥取県原子力安全対策合同会議を閉会いたします。 ご出席の皆様、顧問含め皆様どうもありがとうございました。